平成２７年（フ）第１９４号
岐阜県羽島市江吉良町2267番地１　（ローズカレント103号室）
破産者　田中　雅則
1　決定年月日　平成28年２月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所

平成２７年（フ）第１６０５号
愛知県日進市赤池１丁目2004番地　ケーズスペイス赤池601
破産者　木戸　俊貴
1　決定年月日　平成28年２月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第８１７号
神戸市長田区五位ノ池町３丁目１番28号アーバンコート五位ノ池101号
破産者　加島　裕世
1　決定年月日　平成28年２月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第２０５号
徳島県三好郡東みよし町加茂田岡ロイヤルハイツ202、開始決定時の住所神戸市西区押部谷町木津550番地
破産者　中西　洋民
1　決定年月日　平成28年２月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２７年（フ）第９０号
島根県出雲市湖陵町差海1676番地１
破産者　三原　秋子
1　決定年月日　平成28年２月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
松江地方裁判所出雲支部

平成２７年（フ）第５３９号
広島市佐伯区五月が丘１丁目14番22号
破産者　山重　克則
1　決定年月日　平成28年２月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第４１８号
鹿児島県鹿児島市清水町29番33―202号
破産者　永田　敏弘
1　決定年月日　平成28年２月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２７年（フ）第３５７号
鹿児島県鹿児島市坂之上６丁目27―10　第二玉城ハイツ201号室、住民票上の住所福岡県豊前市大字赤熊1204番地33
破産者　小笹　康寿
1　決定年月日　平成28年２月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２７年（フ）第３号
北海道標津郡標津町北６条西１丁目１番21号
破産者　佐々木無線工業所こと　佐々木克彦
1　決定年月日　平成28年２月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所根室支部

平成２７年（フ）第１９４号
茨城県ひたちなか市富士ノ上14番19号
破産者　鈴木　修身
1　決定年月日　平成28年２月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所

平成２７年（フ）第５号
横浜市都筑区荏田南２丁目10番８号　リマーレ・ヴィラ101、開始決定時の住所横浜市都筑区荏田東３丁目11番12号　松澤タウンハウスＡ―１
破産者　横山　大介
1　決定年月日　平成28年２月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第１０９号
長野県上田市中丸子1280番地５
破産者　大塚　英毅
1　決定年月日　平成28年２月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所上田支部

平成２７年（フ）第５４号
岐阜県大垣市久瀬川町２丁目37番地
破産者　増井刀光哲
1　決定年月日　平成28年２月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２７年（フ）第２８４号
神奈川県藤沢市鵠沼桜が岡３―18―24　サンビレッジＥ―101、住民票上の住所静岡県三島市川原ケ谷285番地の１
破産者　向笠　リアンダ　イグナシオ
1　決定年月日　平成28年２月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２７年（フ）第３０７号
静岡県三島市谷田・桜ケ丘・1124番地の36
破産者　本間　正勝
1　決定年月日　平成28年２月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２７年（フ）第３０８号
静岡県三島市谷田・桜ケ丘・1124番地の36
破産者　本間ゆみ子
1　決定年月日　平成28年２月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２７年（フ）第３３３号
滋賀県高島市勝野971番地　新中野団地２―207号
破産者　三矢　　仁
1　決定年月日　平成28年２月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第７０９号
京都市伏見区桃山町大島38番地の２　桃山南団地13棟302号
破産者　土井　昭世
1　決定年月日　平成28年２月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係